

令和2年度  
パワフルシニア活動応援事業  
募 集 要 項

令和2年6月

(公財)大分県老人クラブ連合会

## 令和2年度 パワフルシニア活動応援事業 募集要項

### 1 趣 旨

本事業は、地域の高齢者団体が行う健康寿命延伸や高齢者の生きがいづくり等に資する事業を公募し事業立ち上げの支援をすることにより、元気な高齢者が地域を支える担い手となるための仕組みづくりや高齢者のさらなる活躍を促進することを目的とする。

### 2 補助対象事業

高齢者が主体となって実施する地域活動であって、交付決定日から令和3年3月31日までに終了する次号に掲げる事業とする。ただし、(2)に掲げるいずれかに該当する場合は、補助の対象としない。

#### (1) 補助対象事業

- ① 健康寿命延伸
- ② 高齢者の生きがいづくり
- ③ 高齢者等の生活支援
- ④ 子育て支援
- ⑤ その他県老連会長が認める事業

#### (2) 補助の対象外とするもの。

- ① 他の助成団体からの委託金・補助金等の交付対象となっているもの。
- ② 特定の事業者の利益のために行うと認められるもの。
- ③ 政治的又は宗教的な宣伝を目的として行うと認められるもの。
- ④ 営利を目的とするもの。
- ⑤ その他、本事業の取組内容としてふさわしくないと認められるもの。

### 3 補助対象経費及び補助対象外経費

補助対象経費及び補助対象外経費については、以下のとおりとします。なお、補助対象経費の詳細については、別紙「補助対象経費一覧」を参照してください。

#### (1) 補助対象経費

- ・ 報償費（講師等への謝金）
- ・ 旅費（講師旅費、先進地視察旅費 等）
- ・ 需用費（消耗品費、印刷製本代、その他必要な物品購入費 等）
- ・ 役務費（通信運搬費、広告料、ボランティア保険料、その他役務に係る経費）
- ・ 使用料及び賃借料（会議・設備機材等使用料及び賃借料、会場冷暖房費、高速代）
- ・ 備品購入費（1個当たりの取得価格が5万円以上のもの）

#### (2) 補助対象外経費

- ・ 人件費（給料、賃金、報酬、手当など）
- ・ 団体の活動拠点の維持管理費（事務所賃料、光熱水費など）
- ・ 委託料（他の事業者や団体への契約を結び委託するなど）
- ・ 食糧費（弁当代など）
- ・ 燃料費（ガソリン、灯油代など）

#### 4 補助率及び補助上限額

(1) 補助率及び補助上限額は、下記のとおりとします。

補助率：10/10以内

補助上限額：1団体当たり50万円を上限とする。ただし、事業内容や対象者が広域的なものは、100万円を上限とする。

(2) 交付決定を受けた後に、補助対象経費の総額が増額した場合においても、補助金の額は増額しないものとする。

#### 5 応募資格

(1) 高齢者（65歳以上）が過半数を占める3名以上の団体であること。

(2) 当該年度に新たに開始する事業であること（規模・頻度を大きく拡大する事業も含む）。

(3) 大分県内に事務所を有するNPO法人及び任意団体であること。

(4) 団体として事務処理体制が整っており、活動計画等により、事業を確実に遂行できると認められる団体

(5) 自己又は自己の役員等が、次のいずれにも該当しない者であること及び次の各号に掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 暴力団員が役員となっている事業者

エ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者

オ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者

カ 暴力団又は暴力団員に経済上の利益又は便宜を供与している者

キ 暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者

ク 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

#### 6 応募について

補助対象事業の募集は事業計画を各種団体から公募することにより、事業実施主体を選定します。募集は原則年1回行うものとしませんが、補助金交付決定後、なお予算に補助するに足る残額がある場合は、追加募集を行います。

(1) 応募期間

大分県老人クラブ連合会会長が別に定める期間とする。

(2) 応募書類

① パワフルシニア活動応援事業費補助金にかかる応募書（様式1）

② 事業計画書（様式2）

③ 収支予算書（様式3）

④ 団体名簿（様式4）

⑤ 誓約書（様式5）

⑥ その他必要書類

※この募集要項（応募用紙）は、大分県のホームページ・大分県老人クラブ連合会のホームページからダウンロードできます。

(3) 応募方法

(4) の応募先に1部、郵送または直接お持ちください。

応募書類等の作成に係る費用は、応募者の負担になります。なお、提出された書類は返却しません。

(4) 応募先

◎公益財団法人 大分県老人クラブ連合会

〒870-0907 大分市大津町2丁目1番41号 大分県総合社会福祉会館内

TEL：097-552-0502 / FAX：097-558-5349

(5) 問合せ先

○大分県福祉保健部 高齢者福祉課 長寿・援護班

〒870-8501 大分市大手町3丁目1番1号

TEL：097-506-2688 / FAX：097-506-1737

○公益財団法人 大分県老人クラブ連合会

〒870-0907 大分市大津町2丁目1番41号 大分県総合社会福祉会館内

TEL：097-552-0502 / FAX：097-558-5349

## 7 補助団体の選定方法等

(1) 選定方法

補助団体は、第1次審査（書類審査）、第2次審査（ヒアリング）を経て決定します。第2次審査は、別に定める審査委員会により行います。

なお、2次審査の実施日程等詳細については、第1次審査を通過した団体のみに通知します。

(2) 審査基準

審査基準は、以下のとおり。

①第1次審査（書類審査）

②第2次審査（ヒアリング）

(3) 通知方法

選定結果は、応募のあった全ての団体に文書でお知らせします。

(4) 決定の取り消し

次のいずれかに該当する場合は、決定を取り消すことがあります。

ア 実施計画書等に虚偽の記載がある場合

イ 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為があった場合

ウ その他、募集要項に違反した場合

## 8 補助決定団体の手続

採択された団体は、別途通知する「パワフルシニア活動応援事業実施要綱」に従って手続を行っていただきます。

## 別紙

## 補助対象経費一覧

費目	補助対象経費事例	注意事項
報償費	講師等への謝金	・ 研修等の講師に対する謝金
旅 費	講師旅費 先進地視察旅費	・ 研修等の講師に対する旅費 ・ 先進地視察のための旅費
需用費	消耗品費（文房具、図書など） 印刷代（資料、パンフレット） その他必要な物品購入費	・ 1個当たりの取得価格が 5万円未満のもの ・ 食糧費は対象外とする。
役務費	通信運搬費（郵送料） 広告料 保険料（ボランティア保険） その他役務に係る経費	・ 車両保険料などは除く。
使用料及び 賃借料	使用料（会場、設備機材など） 会場冷暖房費 高速代	・ 研修等の会場使用料
備品購入費	備品（健康機器、グラウンド・ ゴルフセット、カラオケ機器、 草刈り機、耕運機など）	・ 1個当たりの取得価格が 5万円以上のもの